

報告第 1 1 号

新市名称候補選定小委員会設置要領の一部変更について

平成 1 5 年 1 2 月 1 9 日開催の第 8 回合併協議会で確認した新市名称候補選定小委員会設置要領の一部について、次のとおり変更したので報告する。

平成 1 6 年 2 月 1 3 日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会 長 石 川 光 男

新市名称候補選定小委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新市名称候補選定小委員会(以下「小委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議又は調整するものとする。

- (1) 天王町、昭和町、飯田川町が合併した場合における新市の名称の候補の選定
- (2) 新市の名称の選定基準に関する事。
- (3) その他新市の名称に関し必要な事項

(組織)

第3条 小委員会は、3町の長が定めた学識経験を有する者各2名をもって組織する。

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集するものとする。

2 委員長は、会議の議長となる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会の協議又は調整の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年12月19日から施行する。

この要領は、平成16年 1月20日から施行する。

報告第 1 2 号

新市名称候補選定小委員会報告について

新市名称候補選定小委員会の報告書を次のとおり提出する。

平成 1 6 年 2 月 1 3 日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会 長 石 川 光 男

平成16年 1月21日

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川光男様

新市名称候補選定小委員会
委員長 門間光夫

第1回新市名称候補選定小委員会の協議結果の報告について

第1回新市名称候補選定小委員会を開催しましたので、新市名称候補選定小委員会設置要領
第7条の規定に基づき、その協議結果について次のとおり報告します。

第1回新市名称候補選定小委員会会議結果等について

1. 開催日時 平成16年 1月20日(火) 午後2時~3時5分
2. 開催場所 天王町福祉センター
3. 会議出席者 新市名称候補選定小委員会委員 6名
石川会長、千田副会長、小玉副会長、幹事3名(幹事長他)、事務局4名
4. 会議内容 (1) 委嘱状の交付
(2) 新市名称候補選定小委員会設置要領及び新市名称募集要項の報告
(3) 協議事項
 - ・委員長及び副委員長の選出について
 - ・新市名称候補選定基準及び選定方法(案)について
 - ・次回開催日について
5. 会議結果

委員長及び副委員長の選出について

役員名	氏名
委員長	門間光夫
副委員長	石川久悦
副委員長	門間久一郎

新市名称候補選定小委員会委員名簿

氏名	所属町名
石川久悦	天王町
伊藤金政	天王町
門間光夫	昭和町
菅原昭衛	昭和町
門間正光	飯田川町
門間久一郎	飯田川町

新市名称候補選定基準及び選定方法

1. 選定基準

新市の名称候補は、漢字、ひらがな、カタカナにより表記された名称で、(1)及び(2)の条件を満たしている作品とする。

(1)「天王」「昭和」「飯田川」(読みも含む)を使用しない名称

(2)新市としてふさわしい名称

2. 選定方法

(1) 第1次選定(新市名称候補選定小委員会委員による郵便投票)

応募された作品の中から新市名称候補選定小委員会委員が選定基準に基づき、それぞれ10作品を選定し、そのすべての作品を候補として選定する。(最大60作品)

郵便投票の方法：事前に各委員に応募された一覧表と投票用紙を送付し、その中から各委員がそれぞれ10作品を選定し、事務局へ返送する。

(2) 第2次選定(新市名称候補選定小委員会)

第1次選定により選定された作品の中から、協議により10作品を選定する。

10作品については、作品ごとに新市名称候補選定小委員会としての「選定理由」を付して小委員会委員長が協議会へ報告する。

(3) 最終選考(合併協議会)

第2次選定により選定された10作品について、協議会委員で協議し、新市名称を決定する。

次回開催日について

第2回新市名称候補選定小委員会

開催日時 平成16年 3月 1日(月)午後1時30分～

開催場所 天王町福祉センター

協議事項 新市名称候補の選定について

報告第13号

新市名称応募状況について

新市名称応募状況について、次のとおり報告する。

平成16年2月13日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

新市名称応募状況

応募総数	2,547
有効	2,523
無効	24

名称種類 1,140

応募方法

応募用紙	1,900
はがき	128
ファックス	328
ホームページ	146
Eメール	21
計	2,523

男女別応募数

男	1,278
女	1,243
記載無	2
計	2,523

年代別

10歳未満	128
10代	670
20代	136
30代	183
40代	257
50代	370
60代	418
70代	273
80代	48
90代	8
記載無	32
計	2,523

地域別

町名	応募数
天王町	1,157
昭和町	988
飯田川町	266
3町出身者	112
合計	2,523

協議第15号 《継続協議》

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月28日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

1. 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。
2. 新市の議会議員の定数は、 人とする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 6

協議事項	議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整内容	1. 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 2. 新市の議会議員の定数は、 人とする。		

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
定数 20人 任期満了日 平成19年2月15日	定数 18人 任期満了日 平成17年9月29日	定数 16人 任期満了日 平成18年10月29日	1 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 2 新市の議会議員の定数は、 人とする。

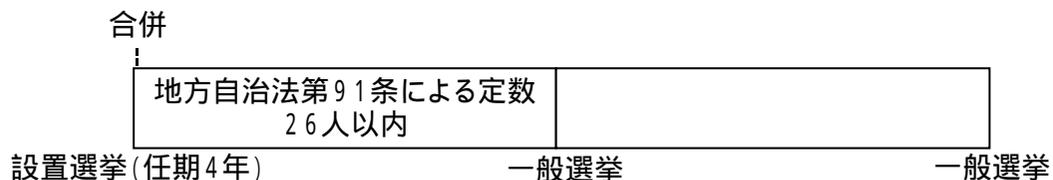
議会の定数特例・在任特例について(新設合併)

1 天王町、昭和町及び飯田川町の現状等

	法定 議員定数	各町条例 議員定数	定数特例	在任特例	(単位:人)	
					人口 (平12国調)	任期
天王町	26	20	26 × 2	20	21,687	H19.2.15
昭和町	18	18		18	8,997	H17.9.29
飯田川町	18	16		16	5,027	H18.10.29
計	62	54	52	54	35,711	

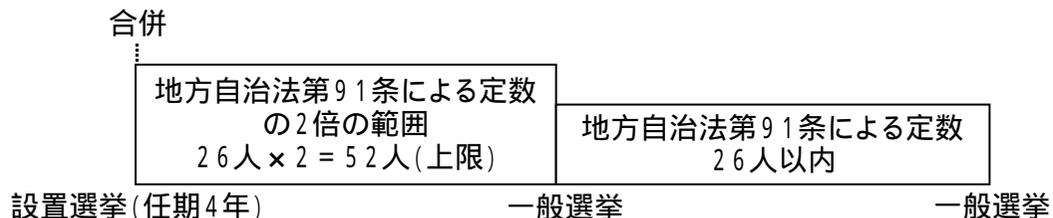
2 原則(特例措置の適用なし)

合併前の市町村の議員はすべて身分を失い、合併後50日以内に新たな議員の設置選挙を行う。



3 定数特例(特例法第6条第1項の適用)

合併する市町村が協議を行い、法定定数の2倍以内で議員定数を設定し、合併後50日以内に設置選挙を行う。



4 在任特例(特例法第7条第1項第1号の適用)

合併する市町村が協議を行い、合併前の市町村の議員全員が合併後2年以内の期間引き続き在任する。



参 考 資 料

県内合併協議会 議会議員の任期の取扱い

協議会で協議中

合併期日 平成17年3月までとする。
人口 92,843人 (法定数)30人

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	在任特例期間
本荘由利一市七町合併協議会	8市町	在任	平成17年10月31日 30人	7ヶ月

	現在の議員定数	任期満了日
本荘市	24人	平成19年4月29日
矢島町	16人	平成19年4月29日
岩城町	16人	平成16年7月27日
由利町	16人(14人)	平成15年12月7日
大内町	18人(16人)	平成17年9月29日
東由利町	14人	平成16年7月22日
西目町	14人	平成19年4月30日
鳥海町	16人	平成16年3月30日
計	134人(130人)	

H15.1.1選挙から14人
H15.1.1選挙から16人

協議会で協議中

合併期日 平成17年3月末日以前とする。
人口 33,565人 (法定数)26人

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	在任特例期間
田沢湖・角館・西木合併協議会	3町村	在任	平成17年10月31日 24人	7ヶ月

	現在の議員定数	任期満了日
田沢湖町	20人	平成17年9月29日
角館町	20人	平成16年3月30日
西木村	16人	平成17年9月29日
計	56人	

参 考 資 料

協議会で確認済

合併期日 平成16年11月1日とする。
人口 24,207人 (法定数)26人

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	在任特例期間
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会	3町村	在任	平成17年9月30日 22人	11ヶ月

	現在の議員定数	任期満了日
千畑町	18人(16人)	平成16年3月30日
六郷町	16人	平成19年4月30日
仙南村	16人	平成17年9月29日
計	50人(48人)	

H15.1.1選挙から16人

協議会で協議中

合併期日 平成17年3月31日以内とする。
人口 58,504人 (法定数)30人

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	在任特例期間
湯沢雄勝合併協議会	4市町村	在任	平成17年9月30日 30人	6ヶ月

	現在の議員定数	任期満了日
湯沢市	24人	平成19年4月29日
稲川町	20人	平成17年9月29日
雄勝町	18人	平成16年4月14日
皆瀬村	14人	平成19年4月29日
計	76人	

協議第16号 《継続協議》

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月28日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

1. 新市に1つの農業委員会を置き、3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
2. 新市の選挙による委員の定数は、 人とする。また農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による選任による委員の定数は、 人とする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 7

協議事項	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	関係項目
調整の内容	<p>1. 新市に1つの農業委員会を置き、3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2. 新市の選挙による委員の定数は、 人とする。また農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による選任による委員の定数は、 人とする。</p>	

	天王町	昭和町	飯田川町
現在の農業委員会委員の数及び任期	* 総数 17人	* 総数 15人	* 総数 15人
	選挙による委員 10人(定数10人)	選挙による委員 11人(定数11人)	選挙による委員 11人(定数12人)
	選任による委員 7人	選任による委員 4人	選任による委員 4人
	・農業協同組合推薦 1人	・農業協同組合推薦 1人	・農業協同組合推薦 1人
	・農業共済組合推薦 1人	・農業共済組合推薦 1人	・農業共済組合推薦 1人
	・町議会推薦 5人	・町議会推薦 2人	・町議会推薦 2人
	* 任期満了日 平成17年7月19日	* 任期満了日 平成17年7月19日	* 任期満了日 平成17年7月19日
農地面積 (ha) 1,499	農地面積 (ha) 977	農地面積 (ha) 648	
農家数 (戸) 726 (平成12年2月1日現在農林業センサス)	農家数 (戸) 766 (平成12年2月1日現在農林業センサス)	農家数 (戸) 362 (平成12年2月1日現在農林業センサス)	

区 分		選任方法等	定 数	任 期	根 拠 法 令
新市に1つの委員会を置く場合	原 則	新たに選挙する	条例で定める数	3年	農業委員会等に関する法律第3条、第7条及び第15条の各第1項
	特 例	右記の定数を超えるときは、合併関係市町村の選挙による委員で互選する	協議により80を超えず10を下らない数	合併後1年を超えない範囲で合併関係市町村の協議で定める期間	農業委員会等に関する法律第3条、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項

在任特例の場合

【参考】合併後の農業委員会の委員

選挙による委員 《32人》

*現在の3町の農業委員が、合併の日から1年を超えない範囲で引き続き在任する。
「市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号」

天王町 10人
昭和町 11人
飯田川町 11人

選任による委員 《8人以内》

*現在の委員は合併前日に失職し、新たに選任する。
「農業委員会等に関する法律第12条第1項」

農業協同組合が推薦した理事 2人
農業共済組合が推薦した理事 1人
市議会が推薦した学識経験者 5人以内

参 考 資 料

県内合併協議会 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議会で確認済

農業委員会選挙人名簿数 34,857人(平成14年3月31日)

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	選挙による委員
大曲仙北合併協議会	8市町村	在任	平成17年7月19日	40と30人

2つの農業委員会 旧市町村ごとに選挙区を設ける

大曲市・中仙町・仙北町・太田町 40人+(7)
 神岡町・西仙北町・協和町・南外村 30人+(7)
 選挙による人数 + 選任委員

	委員定数合計	選挙による委員	議会推薦	農協・共済推薦	任期満了日
大曲市	22人	17人	3人	2人	平成17年7月19日
神岡町	15人	10人	3人	2人	平成17年7月19日
西仙北町	16人	13人	1人	2人	平成17年7月19日
中仙町	20人	14人	4人	2人	平成17年7月19日
協和町	15人	12人	1人	2人	平成17年7月19日
南外村	14人	10人	2人	2人	平成17年7月19日
仙北町	17人	12人	3人	2人	平成17年7月19日
太田町	18人	12人	4人	2人	平成17年7月19日
計		100人			

協議会で協議中

農業委員会選挙人名簿数 7,411人(平成14年3月31日)

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	選挙による委員
田沢湖・角館・西木合併協議会	3町村	在任	平成17年7月19日	20人

	委員定数合計	選挙による委員	議会推薦	農協・共済推薦	任期満了日
田沢湖町	19人	14人	3人	2人	平成17年7月19日
角館町	16人	11人	3人	2人	平成17年7月19日
西木村	15人	10人	3人	2人	平成17年7月19日
計		35人			

協議会で確認済 横手平鹿合併協議会

在任特例を適用
選挙区を設ける

平成17年7月19日
選挙による委員 40人

協議会で確認済 湯沢雄勝合併協議会

在任特例を適用
選挙区を設ける

平成17年7月19日
選挙による委員 30人

農業委員会調整会議による農業委員会の 定数及び任期の取扱いについて（案）

（会議の経緯）

1. 日時 平成15年8月7日（金） 午後3時
2. 場所 昭和町役場第4会議室
3. 出席者 天王町、昭和町、飯田川町各農業委員会会長 3名、会長職務代理者 3名
各町農業委員会事務局長 3名、事務局員 3名 計 12名
4. 案件 町村合併に基づく農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

- （法）農業委員会等に関する法律
（施）農業委員会等に関する法律施行令

農業委員会の数について 1つ（法第3条第1号）

（検討事項）

1. 委員の任期について 平成17年7月19日までとする。
理由： 現委員の任期は3町とも同一であり、全国統一選挙の平成17年7月19日までとする。

2. 農業委員の定数（選挙委員） 20人以内（法7条1号、施第2条の2）
理由： 地区の農家数1,854戸を、秋田県における選挙委員一人当りの平均農家数93戸で割って算出した。

3. 農業委員の定数（選任委員） 6名
理由： この管内に秋田みなみ、あきた湖東と農協は2つあるので2名（法第12条第1号）決定
共済組合は秋田地域農業共済が1つであり1名（法第12条第1号）決定
市議会が推薦した学識経験者として旧町から各1名の3名とする。（法第12条第2号）5名以内

4. 選挙区について 3選挙区（法第10条の2、施第5条）
理由： 農地の地域的な実情を考慮し、当面は旧町単位に選挙区を設置する。
選挙区の設置による委員の定数は、平成16年3月31日に確定する登録選挙人の人数により調整する。
将来は1つの選挙区とする方向で検討する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">3. 在任特例後、最初に行われる選挙は、農業委員会に旧町単位とする選挙区を設置する。
ただし、各選挙区の委員の定数は、平成16年3月31日確定する登録選挙人の数により調整する。 |
|--|

協議第26号

使用料、手数料等の取扱いについて（手数料の取扱い）

手数料の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年2月13日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

1. 3町で差異のない手数料については、現行のとおりとする。
2. 3町で差異のある手数料については、合併時に統一する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 14

協議事項	使用料、手数料等の取扱いについて(手数料の取扱い)	関係項目	
調整内容	1. 3町で差異のない手数料については、現行のとおりとする。 2. 3町で差異のある手数料については、合併時に統一する。		

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
1. 3町で差異のない手数料	1. 3町で差異のない手数料	1. 3町で差異のない手数料	現行のとおり。
1) 戸籍、住基等手数料のうち	1) 戸籍、住基等手数料のうち	1) 戸籍、住基等手数料のうち	
住民基本台帳カード 500円			
戸籍(謄本・抄本) 450円			
除籍(謄本・抄本) 750円	左に同じ	左に同じ	
原戸籍(謄本・抄本) 750円			
受理証明書(普通紙) 350円			
受理証明書(上質紙) 1,400円			
届出に基づく証明 350円			
戸籍届書(閲覧) 350円			
戸籍記載事項証明(1事項) 350円			
除籍記載事項証明(1事項) 450円			
2) 税務証明手数料のうち	2) 税務証明手数料のうち	2) 税務証明手数料のうち	
専用住宅証明 1,300円	左に同じ	左に同じ	
3) 廃棄物手数料	3) 廃棄物手数料	3) 廃棄物手数料	
ごみ処理手数料 大 1,000円			
ごみ処理手数料 小 700円	左に同じ	左に同じ	
粗大ごみ処理券 500円			
粗大ごみ処理券 300円			
4) 犬の登録手数料	4) 犬の登録手数料	4) 犬の登録手数料	
犬の登録手数料 3,000円			
狂犬病予防注射済票交付 550円	左に同じ	左に同じ	
犬の鑑札再交付 1,600円			
狂犬病予防注射済票再交付 340円			

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
5) 廃棄物処理業者並びにし尿処理浄化槽 清掃業の許可手数料 許可証の再交付手数料1件 1,050円 許可手数料 3,150円 従業者許可手数料 525円 (税込)	5) 廃棄物処理業者並びにし尿処理浄化槽 清掃業の許可手数料 左に同じ	5) 廃棄物処理業者並びにし尿処理浄化槽 清掃業の許可手数料 左に同じ	現行のとおり。

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
2.3町で差異のある手数料 1) 戸籍、住基等手数料のうち 各種証明手数料 150円 住民票(全員) 200円 住民票(一部) 150円 住民票広域交付 150円 年金証明 150円 記載事項証明 150円 閲覧 150円 外国人登録原票記載事項証明書 150円 印鑑証明 150円 印鑑登録手数料 150円 印鑑登録手数料(再交付) 200円 戸籍の附票(全部) 150円 戸籍の附票(個人) 150円 身分証明書 350円 その他の証明 150円 公簿、公文書、図面の閲覧 150円 公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本 150円 2) 税務に関する手数料 租税公課に関する証明 150円 3) 諸収入金の督促手数料 1通100円 5) 臨時運行許可手数料 750円	2.3町で差異のある手数料 1) 戸籍、住基等手数料のうち 各種証明手数料 200円 住民票(全員) 300円 住民票(一部) 200円 住民票広域交付 200円 年金証明 200円 記載事項証明 200円 閲覧 200円 外国人登録原票記載事項証明書 200円 印鑑証明 200円 印鑑登録手数料 200円 印鑑登録手数料(再交付) 200円 戸籍の附票(全部) 300円 戸籍の附票(個人) 200円 身分証明書 200円 その他の証明 200円 公簿、公文書、図面の閲覧 200円 公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本 200円 2) 税務に関する手数料 租税公課に関する証明 200円 3) 諸収入金の督促手数料 1通150円	2.3町で差異のある手数料 1) 戸籍、住基等手数料のうち 各種証明手数料 200円 住民票(全員) 300円 住民票(一部) 200円 住民票広域交付 200円 年金証明 200円 記載事項証明 200円 閲覧 200円 外国人登録原票記載事項証明書 200円 印鑑証明 200円 印鑑登録手数料(新規) 無料 印鑑登録手数料(再交付) 300円 戸籍の附票(全部) 200円 戸籍の附票(個人) 200円 身分証明書 200円 その他の証明 200円 公簿、公文書、図面の閲覧 200円 公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本 200円 2) 税務に関する手数料 租税公課に関する証明 200円 3) 諸収入金の督促手数料 1通100円 4) 有線放送手数料 放送手数料(町内) 500円 放送手数料(町外) 2,500円 5) 臨時運行許可手数料 750円	天王町の例による。 150円 " 200円 " 150円 " 150円 " 150円 " 150円 " 150円 " 150円 " 150円 " 150円 " 150円 飯田川町の例による。 無料 天王町・昭和町の例による。 200円 天王町の例による。 150円 " 150円 昭和町、飯田川町の例による。 200円 天王町の例による。 150円 " 150円 天王町の例による。 150円 天王町の例による。 150円 天王町の例による。 150円 天王町、飯田川町の例による。 1通100円 飯田川町の例による。 500円 " 2,500円 天王町の例による。 750円

関係法令

(手数料)

地方自治法第227条「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」

地方自治法第227条第1項「手数料に関する事項については、条例で定めなければならない。全国的に統一して定めることが必要と認められるものについては政令で定める金額を標準として、条例を定めること。」

協議第35号

消防防災関係事業の取扱いについて

消防防災事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年2月13日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

1. 防災関係事業については、情報の伝達方法に配慮しながら、新市において調整する。
2. 防災会議は、合併時に設置し、地域防災計画は、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。
3. 水防計画は、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。
4. 災害弔慰金等は、合併時に統一する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 5

協議事項	消防防災関係事業	関係項目
調整内容	1. 防災関係事業については、情報の伝達方法に配慮しながら、新市において調整する。 2. 防災会議は、合併時に設置し、地域防災計画は、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。 3. 水防計画は、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、飯田川町の現計画を運用する。 4. 災害弔慰金等は、合併時に統一する。	

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
防災関係事業	防災行政無線(固定系 移動系) 地域防災行政無線 安全情報伝達無線施設 秋田県総合防災情報システム 防災センタ - (1箇所) 防災拠点 避難場所 74箇所 避難施設 10箇所	秋田県総合防災情報システム 防災拠点 避難場所 17箇所 避難施設 20箇所	防災行政無線(移動系) 地域防災行政無線 安全情報伝達施設(有線放送) 秋田県総合防災情報システム 防災拠点 避難場所 21箇所 避難施設 20箇所	情報の伝達方法に配慮しながら、新市において調整する。
防災会議等	防災会議 地域防災計画の作成及びその推進 災害発生時の情報の収集 【定 数】 26人 【任 期】 2年	防災会議 地域防災計画の作成及びその推進 災害発生時の情報の収集 【定 数】 26人 【任 期】 2年	防災会議 地域防災計画の作成及びその推進 災害発生時の情報の収集 【定 数】 26人 【任 期】 2年	合併時に設置する。
	天王町地域防災計画 一般災害対策編、震災対策編、資料編 の3部構成。(平成 9年修正) 【主な関連計画及びマニュアル】 地震災害緊急対策マニュアル (平成 9年度修正) 家庭用防災ハンドブック (平成 9年度修正)	昭和町地域防災計画 一般災害対策編、震災対策編、資料編 の3部構成。(平成 9年修正) 【主な関連計画及びマニュアル】 家庭用防災ハンドブック (平成 9年度修正)	飯田川町地域防災計画 一般災害対策編、震災対策編、資料編 の3部構成。(平成 14年修正)	新市において策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
防災会議等	自主防災組織(町内ごとの 48 防災組織)	自主防災組織(町内ごとの 38 防災組織)	自主防災組織(町内ごとの 29 防災組織)	現行のとおり
	防火水槽 15.4.1現在 40m ³ 以上 178 箇所 40m ³ 未満 39 箇所 計 217 箇所 消火栓 187 基	防火水槽 15.4.1現在 40m ³ 以上 35 箇所 40m ³ 未満 4 箇所 計 39 箇所 消火栓 174 基	防火水槽 15.4.1現在 40m ³ 以上 35 箇所 40m ³ 未満 13 箇所 計 48 箇所 消火栓 53 基	新市に引き継ぐ
水防計画			飯田川町水防計画 平成14年度最終修正	新市において策定する。 なお、新計画が策定される までの間は、飯田川町の 現計画を運用する。
災害弔慰金等	災害弔慰金及び災害救護見舞金 町民が災害により死亡した場合、その者の遺族に対し、又被災した個人及び世帯に対し支給する。 * 災害救助法適用時 【死亡者1人当たりの災害弔慰金額】 死亡者が死亡当時、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合 5,000,000 円 その他の場合 2,500,000 円	災害弔慰金及び災害救護見舞金 左に同じ	災害弔慰金及び災害救護見舞金 左に同じ	現行のとおり

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
災害弔慰金等	【死亡者1人当たりの災害救護見舞金額】 死亡者又は行方不明者(1世帯につき) 200,000 円 2人以上の場合には2人目から1人につき 100,000 円ずつ加算			天王町の例による
	火災の場合 イ 住家全焼 50,000 円以内 ロ 住家半焼 30,000 円以内	火災の場合 イ 世帯員が1人の場合 50,000円 ロ 世帯員が2人以上の場合 100,000円 ハ 世帯に焼死したものがいる場合は10万円を を加算する。	火災の場合 イ 住家全焼 100,000 円 ロ 住家半焼 50,000 円 ハ 死者(1世帯につき)200,000円	イ 住家全焼 100,000円 ロ 住家半焼 50,000円
	火災以外の災害 イ 住家全壊 50,000 円以内 ロ 住家半壊 30,000 円以内	火災以外の災害 イ 住家全壊 100,000 円以内 ロ 住家半壊 50,000 円以内	火災以外の災害 町長が特に必要と認めた場合 予算の範囲内で支給	昭和町の例による
	その他の被災 町長が特に必要と認めた場合 予算の範囲内で支給	その他の被災 町長が特に必要と認めた場合 予算の範囲内で支給	その他の被災 町長が特に必要と認めた場合 予算の範囲内で支給	現行のとおり
	災害障害見舞金 【災害者1人当たりの災害障害見舞金額】 災害者が災害により負傷し又は疾病にか かった当時において、その属する世帯 の生計を主として維持していた場合 2,500,000 円 その他の場合 1,250,000 円	災害障害見舞金 【災害者1人当たりの災害障害見舞金額】 左に同じ	災害障害見舞金 【災害者1人当たりの災害障害見舞金額】 左に同じ	現行のとおり

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
災害弔慰金等	<p>災害援護資金の貸付け 【1災害における1世帯当たり限度額等】 療養に関する期間が1月以上である世帯主の負傷がありかつ次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 家財の被害金額が1/3以上である損害及び住居の損害がない場合 1,500,000円</p> <p>ロ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 2,500,000円</p> <p>ハ 住居が半壊した場合 2,700,000円</p> <p>ニ 住居が全壊した場合 3,500,000円</p> <p>世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 家財の損害があり、住居損害がない場合 1,500,000円</p> <p>ロ 住居が半壊した場合 1,700,000円</p> <p>ハ 住居が半壊した場合 2,500,000円 (この場合を除く)</p> <p>ニ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 3,500,000円</p> <p>【償還等】 償還期間 10年 据置期間 のうち、3年 償還方法 年賦償還又は半年賦償還 元利均等償還</p> <p>【利率】 据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年3%</p>	<p>災害援護資金の貸付け 左記に同じ</p>	<p>災害援護資金の貸付け 左記に同じ</p>	現行のとおり

障害者福祉事業の取扱いについて

障害者福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年2月13日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

障害者福祉事業の国又は県等が定める制度については、その要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。

- (1) 障害者基本計画については、新市において策定する。
- (2) 特別障害者手当等については、現行のとおりとする。
- (3) 障害者年金(居宅支援金)については、合併時に再編する。
- (4) 小規模作業所運営補助事業、小規模作業所等通所者交通費補助金については、現行のとおりとする。
- (5) 身体障害者補装具の交付・修理については、天王町・昭和町の例による。
- (6) 日常生活用具給付事業等については、現行のとおりとする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 9

協議事項	障害者福祉事業	関係項目
調整内容	障害者福祉事業の国又は県等が定める制度については、その要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。 (1) 障害者基本計画については、新市において策定する。 (2) 特別障害者手当等については、現行のとおりとする。 (3) 障害者年金(居宅支援金)については、合併時に再編する。 (4) 小規模作業所運営補助事業、小規模作業所等通所者交通費補助金については、現行のとおりとする。 (5) 身体障害者補装具の交付・修理については、天王町・昭和町の例による。 (6) 日常生活用具給付事業等については、現行のとおりとする。	

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
障害者基本計画	障害者基本計画 平成11年3月策定	障害者基本計画 平成10年3月策定	障害者基本計画 平成10年3月策定	新市において策定する。
特別障害者手当	対象者 20歳以上の住宅重度障害者 受給者 35人(平成14年度)	左に同じ 受給者 15人(平成14年度)	左に同じ 受給者 6人(平成14年度)	現行のとおり。
身体・知的障害者・ 児支援費制度	(支援費制度の対象となるサービス) 身体障害者 ・居宅サービス ・施設サービス 知的障害者 ・居宅生活支援 ・施設支援 障害児 ・居宅生活支援	左に同じ	左に同じ	
在宅心身障害児 (者)療育援助費補助	対象者 ・重度知的障害児(者) 在宅しているIQ35以下の知的障害児(者) で常時介護を要する者 ・重度心身障害児(者) 在宅しているIQ50以下の知的障害児(者) 重度の身体障害を有する者 援助費 受給対象者1人につき4,000円/月 受給者 8人(平成14年度)	左に同じ 受給者 3人(平成14年度)	左に同じ 受給者 3人(平成14年度)	

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

		現 況			具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町		
障害者年金 (居宅支援金)		昭和町に引き続き1年以上居住し、身体障害程度級が1級から4級までの認定を受けた者。ただし、当該年度の住民税非課税対象者(12月支給) 重度の知的・身体障害者 5,000円 身体障害者等級 1級 5,000円 身体障害者等級 2級 4,000円 身体障害者等級 3級 3,000円 身体障害者等級 4級 2,000円 受給者 367人(平成14年度)551制定	飯田川町に引き続き1年以上居住し、身体障害程度級が1級から4級までの認定を受けた者。 (8月支給) 知的障害程度A 8,000円 身体障害者等級 1級・2級 5,000円 身体障害者等級 3級 3,000円 身体障害者等級 4級 2,000円 受給者 195人(平成14年度)547制定	合併時に再編する。 知的障害程度A 8,000円 身体障害者等級 1・2級及び知的障害程度B 5,000円 身体障害者等級 3級 3,000円 身体障害者等級 4級 2,000円 知的Bを追加	
小規模作業所運営補助事業	男鹿若美天王地区「あゆみ小規模作業所」 ・あゆみ小規模作業所運営負担金 (14年度) 300,000円	湖東地区精神障害者社会復帰訓練施設 「よつば共同作業所」 ・精神障害者小規模作業所設置運営費負担金 (14年度) 498,500円	湖東地区精神障害者社会復帰訓練施設 「よつば共同作業所」 ・精神障害者小規模作業所設置運営費負担金 (14年度) 328,600円	現行のとおり。	
小規模作業所等通所者交通費補助金	対象者 天王町に居住し、住民基本台帳法に基づき住民登録している者で障害者小規模作業所等に通所している者 補助額 通所に関する経費の1/2	対象者 昭和町に居住し、住民基本台帳法に基づき住民登録している者で障害者小規模作業所等に通所している者 補助額 通所に関する経費の1/2	対象者 飯田川町に居住し、住民基本台帳法に基づき登録している者で障害者小規模作業所等に通所している者 補助額 通所に関する経費の1/2	現行のとおり。	
身体障害者補装具の交付・修理	対象者 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者 負担額 本人、扶養義務者の収入状況に応じて、費用徴収する。 実績数 交付116件修理20件(平成14年度)	対象者 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者 負担額 本人、扶養義務者の収入状況に応じて、費用徴収する。 実績数 交付107件修理2件(平成14年度)	対象者 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者 負担額 本人、扶養義務者の収入状況に応じて、費用徴収し、町助成分として年間上限5,000円までを助成。 実績数 交付11件修理3件(平成14年度)	天王町・昭和町の例による。	
日常生活用具給付事業	対象者 在宅(重度)身体障害者(児)、知的障害者(児) 負担額 本人、被扶養義務者の収入状況に応じて費用徴収する。 実績数 4件(平成14年度)	左に同じ 実績数 3件(平成14年度)	左に同じ 実績数 2件(平成14年度)	現行のとおり。	

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
重度心身障害者医療費助成事業	対象者 重度心身障害(児)者(1～3級・療養手帳A) 受給者 543人(平成14年度)	左に同じ 受給者 277人(平成14年度)	左に同じ 受給者 150人(平成14年度)	現行のとおり。
身体障害者住宅バリアフリー化支援事業	対象者 障害の程度が原則として1～3級の上肢・下肢又は体幹機能障害者(ただし、3級は車いす利用者) 補助基準額 500,000円 実績数 1件(平成14年度)	左に同じ 実績数 0件(平成14年度)	左に同じ 実績数 0件(平成14年度)	
知的障害者援護施設入所者医療給付事業	対象者 知的障害者援護施設入所者 受給者 35人(平成14年度)	左に同じ 受給者 15人(平成14年度)	左に同じ 受給者 12人(平成14年度)	
精神障害者居宅生活支援事業	(補助対象事業) ・精神障害者居宅介護等事業 ・精神障害者短期入所事業 ・精神障害者地域生活援助事業	左に同じ	左に同じ	
運転免許取得費助成事業	対象者 身体障害者手帳4級以上の肢体不自由者及び聴覚障害者で運転免許の条件付与者 助成額 132,000円	左に同じ	左に同じ	
自動車改造費助成事業	対象者 身体障害者自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部(10万円限度)を助成 実績数 2件(平成14年度)	対象者 左に同じ 実績数 0件(平成14年度)	対象者 左に同じ 実績数 0件(平成14年度)	
更生医療給付事業	対象者 18歳以上の身体障害手帳の交付者 負担額 所得税に応じて自己負担あり 給付実人員 12人(平成14年度)	左に同じ 給付実人員 9人 平成14年度	左に同じ 給付実人員 2人 平成14年度)	
難病居宅支援事業	・難病患者等ホームヘルプサービス事業 ・難病患者短期入所事業 ・難病患者等日常生活用具給付事業	左に同じ	左に同じ	

児童福祉事業の取扱いについて

児童福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年2月13日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

児童福祉事業の国又は県等が定める制度については、その要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。

(1) 障害児福祉手当等については、現行のとおりとする。

(2) 放課後児童対策事業については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 11

協議事項	児童福祉事業	関係項目	
調整内容	児童福祉事業の国又は県等が定める制度については、その要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。 (1) 障害児福祉手当等については、現行のとおりとする。 (2) 放課後児童対策事業については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。		

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
障害児福祉手当	対象者 20歳未満の在宅重度障害児 受給者 9人(平成14年度)	対象者 20歳未満の在宅重度障害児 受給者 7人(平成14年度)	対象者 20歳未満の在宅重度障害児 受給者 3人(平成14年度)	現行のとおり
特別児童扶養手当	対象者 20歳未満で政令で定める障害の状態にある児童を看護している親、若しくは親に代わってその児童を養育している者 受給者 36人(平成14年度)	左記に同じ 受給者 14人(平成14年度)	左記に同じ 受給者 4人(平成14年度)	
児童手当	対象者 6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(義務教育就学前の児童)を養育している方 受給者 786人(平成14年度)	左記に同じ 受給者 339人(平成14年度)	左記に同じ 受給者 214人(平成14年度)	
児童扶養手当	対象者 経済的支柱である父と生計を同じくして、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方 受給者 217人(平成14年度)	左記に同じ 受給者 68人(平成14年度)	左記に同じ 受給者 26人(平成14年度)	
母子家庭等医療費助成	対象者 母子・父子家庭の児童(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童 内容 保健医療機関に受診した場合、一部負担金を免除する。 受給者 261人(平成15年5月末現在)	左記に同じ 受給者 101人(平成15年5月末現在)	左記に同じ 受給者 54人(平成15年5月末現在)	
ひとり親家庭児童保育援助費補助事業	対象者 母子家庭児童及び父子家庭児童 内容 保育施設等に要する費用の援助 受給者 24人(平成14年度)	左記に同じ 受給者 6人(平成14年度)	左記に同じ 受給者 0人(平成14年度)	
放課後児童対策事業	対象者 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生低学年の児童。 保育料 月額2,500円	対象者 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生低学年の児童。 16年度から実施予定	対象者 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の児童等。(町単事業) 保育料 無料	

協議第38号

生活保護事業の取扱いについて

生活保護事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年2月13日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

生活保護事業については、新市において福祉事務所を設置し、国又は県等が定める各種の制度について、その法令・要綱等に準拠しながら実施する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 13

協議事項	生活保護事業	関係項目	
調整内容	生活保護事業については、新市において福祉事務所を設置し、国又は県等が定める各種の制度について、その法令・要綱等に準拠しながら実施する。		

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
生活保護事業	被保護世帯数 平成16年1月1日現在 ・被保護世帯数 167世帯 ・被保護人員 225人 ・保護率 9.97% (%とは1 / 1,000の単位)	被保護世帯数 平成16年1月1日現在 ・被保護世帯数 53世帯 ・被保護人員 76人 ・保護率 8.75%	被保護世帯数 平成16年1月1日現在 ・被保護世帯数 35世帯 ・被保護人員 52人 ・保護率 10.37%	新市において福祉事務所を設置して事業を実施する。

建設関係事業の取扱いについて

建設関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年2月13日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

1. 道路事業・公営住宅事業の取扱いについては次のとおりとする。
 - (1) 町道については、新市に引き継ぐ。
 - (2) 道路除雪については、新市において道路除雪計画を策定する。
 - (3) 道路認定基準については、合併時までに調整する。
 - (4) 道路占用料については、合併時に再編する。
 - (5) 公営住宅の家賃については、公営住宅法に基づき現行のとおりとする。

2. 都市計画関係事業の取扱いについては次のとおりとする。
 - (1) 都市計画マスタープランについては、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。
 - (2) 都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 - (3) 都市計画審議会については、新市において設置する。
 - (4) 都市公園は、新市に引き継ぐものとする。
 - (5) 都市計画決定を受けた都市計画道路については現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。
 - (6) 宅地開発に関する事務については、新市において開発指導要綱を策定する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24-22

協議事項	建設関係事業	関係項目	道路事業・公営住宅事業
調整内容	道路事業・公営住宅事業の取扱いについては次のとおりとする。 (1) 町道については、新市に引き継ぐものとする。 (2) 道路除雪については、新市において道路除雪計画を策定する。 (3) 道路認定基準については、合併時までに調整する。 (4) 道路占用料については、合併時に再編する。 (5) 公営住宅の家賃については、公営住宅法に基づき現行のとおりとする。		

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
町 道	町道に関する道路認定基準に基づき認定 平成15.4.1日現在 等 級 路線数(本) 延長(km) ・1級路線 13 27.2 ・2級路線 18 19.5 ・その他の路線 506 163.1 町道路線数 537本 総延長 209.8km 舗装延長 167.6km 舗装率 79.89%	町道に関する道路認定基準に基づき認定 平成15.4.1日現在 等 級 路線数(本) 延長(km) ・1級路線 10 12.7 ・2級路線 11 17.1 ・その他の路線 187 78.3 町道路線数 208本 総延長 106.25km 舗装延長 93.65km 舗装率 88.14%	町道に関する道路認定基準に基づき認定 平成15.4.1日現在 等 級 路線数(本) 延長(km) ・1級路線 9 12.4 ・2級路線 6 4.5 ・その他の路線 176 41.7 町道路線数 191本 総延長 58.6km 舗装延長 54.1km 舗装率 92.32%	新市に引き継ぐ。
道路除雪関連事業	道路除雪計画に基づき実施 ・直営(重機町所有、借上)と委託方式併用実施 ・積雪深10cm以上及び予想される場合委託業者並びに町オペレーターの判断により作業実施 【除雪延長】 ・家屋連担地域、県道、公共施設等 L = 194.35km ・歩道除雪 L = 5.4 km 【オペレーター雇用体制】 ・道路維持従事者と併用し、年間雇用体制である。	道路除雪計画に基づき実施 ・直営(重機町所有、借上)と委託方式併用実施 ・積雪深10cm以上及び予想される場合委託業者並びに町オペレーターの判断により作業実施 【除雪延長】 ・家屋連担地域、県道、公共施設等 L = 118.4km ・歩道除雪 L = 2.4km 【オペレーター雇用体制】 ・除雪期間委託体制である。	道路除雪計画に基づき実施 ・委託方式 ・積雪深10cm以上及び予想される場合委託業者並びに町判断により作業実施 【除雪延長】 ・家屋連担地域、公共施設等 L = 51.7km ・歩道除雪 L = 0.4km 【オペレーター雇用体制】 ・なし	新市において道路除雪計画を策定する。

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
道路認定基準	<p>1 道路は原則として全幅員をおおむね4.0m以上とし延長は30m以上とする。</p> <p>2 道路敷地は土地所有者より、町に対して寄附採納の確約があること。</p> <p>3 道路が袋路状にある場合は、終点到車輛がUターン出来るよう幅員5.0m以上延長10m以上の回転広場を設けること。但し余裕空間のない場合は此の限りではない。</p> <p>4 道路沿線上の集落(3戸以上)から国県道及び幹線町道に連絡する道路であること。</p> <p>5 開発行為等により町に帰属した道路。 (1)都市計画法第29条の許可(開発行為)を得て町に帰属した道路 (2)優良住宅の認定を得て町に帰属した道路。 (3)町の宅地開発要綱に基づき開発した宅地内道路</p>	<p>1 幅員は、全幅員4.5m以上</p> <p>2 延長は、100m以上</p> <p>3 幅員が、4.5m以下の区間があっても改修計画が容易であり、かつ4.5m以下の区間が実延長の30%を越えないもの。</p> <p>4 10戸以上の集落から、国・県・町道に通じる区間については、総幅員3.5m以上あるもの。</p>	なし	<p>合併時までには下記事項を基本として調整する。</p> <p>1. 道路幅員5m以上とする。 必要により4m以上の道路についても下記条件を考慮し認定基準を定める。 交通上、重要な道路 家屋の連たん 重要な公共施設</p>

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
道路占用料	現況(別表1) 【占用料収支決算】 平成14年度 5,187 千円	現況(別表1) 【占用料収支決算】 平成14年度 1,641 千円	現況(別表1) 【占用料収支決算】 平成14年度 971千円	合併時に 【別表2】のとおり 再編する。
公営住宅 管理事業	<p style="text-align: center;">H15.4.1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩口北野団地 164戸 S48～54年建設 家賃 6,900～16,900円 ・一向団地 50戸 S56～S59建設 家賃 占用面積1㎡につき1年 ・ハラヘ団地 10戸 S62年建設 家賃 13,600～22,500円 ・二田新町団地 9戸 S52年建設 家賃 12,100～20,000円 <p style="text-align: center;">家賃決定は入居者の所得に応じて 公営住宅法に基づき決定される。</p>	<p style="text-align: center;">H15.4.1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山神南団地 47戸 S55～H元年建設 家賃 13,800～34,100円 ・新関団地 60戸 H3～H7年建設 家賃 21,000～37,900円 ・昭栄団地 4戸 S63～H元年建設 家賃 17,900～30,400円 ・竜毛団地 18戸 S63～H元年建設 家賃 14,700～26,600円 ・コミュニティ住宅 12戸 H5年建設 家賃 20,700～45,500円 <p style="text-align: center;">家賃決定は入居者の所得に応じて 公営住宅法に基づき決定される。</p>	<p style="text-align: center;">H15.4.1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前団地 17戸 H2.3年建設 家賃 20,700～31,200円 ・駅前第2団地 6戸 H4年建設 家賃 21,800～26,500円 ・飯塚北団地 12戸 H6.7年建設 家賃 22,900～40,500円 ・羽立街道下団地 4戸 H11年建設 家賃 27,300～33,100円 <p style="text-align: center;">家賃決定は入居者の所得に応じて 公営住宅法に基づき決定される。</p>	<p>現行のとおり。</p>

【別表1】

現況の道路占用料の比較表

(単位：円)

占 用 物 件		占 用 料	天 王 町	昭 和 町	飯 田 川 町	
		単 位	金 額			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	770	770	770	
	第2種電柱		1,200	1,200	1,200	
	第3種電柱		1,600	1,600	1,600	
	第1種電話柱		690	690	690	
	第2種電話柱		1,100	1,100	1,100	
	第3種電話柱		1,500	1,500	1,500	
	その他の柱類		53	53	53	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	7	7	7	
	地下電線その他地下に設ける線類		4	4	4	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	520	520	520	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	360	360	360	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100	1,100	1,100	
	郵便差出箱		450	450	450	
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	1,100	1,100	1,100	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,100	1,100	1,100	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	36	36	36	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		53	53	53	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		71	71	71	
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの		140	140	140	
	外径が0.4m以上1.0m未満のもの		360	360	360	
	外径が1m以上のもの		710	710	710	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			-	-	1,100	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	-	-	Aに0.003を乗じて得た額	
		階数が2のもの	-	-	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	-	-	Aに0.006を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			-	-	710
	地下に設ける通路			-	-	360
	その他のもの			-	-	1,100
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1日	-	-	11	
	その他のもの	表示面積1㎡につき1月	-	-	110	

占 用 物 件			占 用 料	天 王 町	昭 和 町	飯 田 川 町
			単 位	金 額		
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	110	110	110
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,100	1,100	1,100
	標識		1本につき1年	850	850	850
	旗ざお	祭札、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1年	11	11	11
		その他のもの	1本につき1月	110	110	110
	幕（令第7条第2号に掲げる工事中施設であるものを除く）	祭札、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	11	11	11
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	110	110	110
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100	1,100	1,100
その他のもの		540		540	540	
令第7条第2号に掲げる工事中施設及び同条第3号に掲げる工事中材料			占有面積1㎡につき1月	110	110	110
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				-	-	110
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1㎡につき1年	-	-	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が2のもの		-	-	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が3のもの		-	-	Aに0.015を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		-	-	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの	-		-	Aに0.008を乗じて得た額	
令第7条第8号に掲げる休憩所・給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	-	-	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が2のもの	-	-	Aに0.011を乗じて得た額	
		階数が3のもの	-	-	Aに0.015を乗じて得た額	
		階数が4以上のもの	-	-	Aに0.016を乗じて得た額	
	その他のもの	-	-	Aに0.018を乗じて得た額		

（注）A = 近傍類似の土地の時価

【別表2】

新市における道路占用料(案)

(単位:円)

占 用 物 件		占 用 料 (案)	
		単 位	金 額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000
	第2種電柱		1,600
	第3種電柱		2,200
	第1種電話柱		930
	第2種電話柱		1,500
	第3種電話柱		2,100
	その他の柱類		72
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	10
	地下電線その他地下に設ける線類		5
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	480
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400
	郵便差出箱		600
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	4,400
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,400	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	48
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		72
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		95
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの		190
	外径が0.4m以上1.0m未満のもの		480
	外径が1m以上のもの		950
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,400
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額
	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	2,900
	地下に設ける通路		1,500
その他のもの	1,400		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭札、縁日等の際し、一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1日	44
	その他のもの	表示面積1㎡につき1月	440

占 用 物 件			占 用 料 (案)	
			単 位	金 額
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	440
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	4,400
	標識		1本につき1年	1,100
	旗ざお	祭札、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1年	44
		その他のもの	1本につき1月	440
	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く）	祭札、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	44
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	440
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400
その他のもの			2,200	
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占有面積1㎡につき1月	440
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				140
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1㎡につき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額
令第7条第8号に掲げる休憩所・給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.009を乗じて得た額	
		階数が3のもの	Aに0.011を乗じて得た額	
		階数が4以上のもの	Aに0.013を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.018を乗じて得た額	

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 22

協議事項	建設関係事業	関係項目	都市計画関係事業
調整内容	都市計画関係事業の取扱いについては次のとおりとする。 (1) 都市計画マスタープランについては、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。 (2) 都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (3) 都市計画審議会については、新市において設置する。 (4) 都市公園は、新市に引き継ぐものとする。 (5) 都市計画決定を受けた都市計画道路については現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。 (6) 宅地開発に関する事務については、新市において開発指導要綱を策定する。		

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
都市計画マスタープラン	天王町都市計画マスタープラン (平成 8年 3月策定)	昭和町都市計画マスタープラン (平成 8年 3月策定)	飯田川町都市計画マスタープラン (平成 8年 3月策定)	新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。
都市計画区域	都市計画区域 1,573ha 市街化区域 374ha 市街化調整区域 1,199ha 用途地域 374ha 第1種低層住居専用地域 119ha 第2種低層住居専用地域 2ha 第1種中高層住居専用地域 7ha 第2種中高層住居専用地域 37ha 第1種住居地域 145ha 第2種住居地域 4ha 近隣商業地域 7ha 準工業地域 53ha 都市計画区域変更(S58.5.7告示) 用途地域の変更(H10.9.22告示)	都市計画区域 4,065ha 市街化区域 189ha 市街化調整区域 3,876ha 用途地域 189ha 第1種中高層住居専用地域 49ha 第2種中高層住居専用地域 22ha 第1種住居地域 57ha 第2種住居地域 5ha 近隣商業地域 13ha 準工業地域 43ha 都市計画区域変更(S58.5.7告示) 用途地域の変更(H10.9.22告示) ・地区計画(平成10.9.22昭和町告示) ・街道下地区 26.7ha ・豊川籠毛地区 5.0ha ・阿弥陀堂地区 6.2ha ・集落地区計画(平成10.3.3昭和町告示) ・南きたの地区 64.7ha	都市計画区域 1,580ha 市街化区域 120ha 市街化調整区域 1,460ha 用途地域 120ha 第1種中高層住居専用地域 23ha 第2種中高層住居専用地域 9ha 第1種住居地域 53ha 近隣商業地域 12ha 準工業地域 23ha 都市計画区域変更(S58.5.7告示) 用途地域の変更(H10.9.22告示)	現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

		現 況			
事務事業名	天王町	昭和町		飯田川町	具体的な調整方法
都市計画審議会	【委員の構成】 ・学識経験のあるもの 4人 ・町議会の議員 4人 ・関係行政機関の職員 2人	【委員の構成】 ・学識経験のあるもの 2人 ・町議会の議員 3人 ・町民代表 2人 ・関係行政機関の職員 2人		【委員の構成】 ・学識経験のあるもの 2人 ・町議会の議員 3人 ・町民代表 2人 ・関係行政機関の職員 2人	新市において設置する。
都市公園	・追分街区公園 0.40ha ・追分西街区公園 0.80ha ・牛坂街区公園 0.35ha ・下出戸近隣公園 1.60ha ・追分地区公園 12.30ha ・鞍掛沼総合公園 20.10ha	・元木山公園 58.90ha ・山神街区公園 0.25ha ・町後街区公園 0.40ha ・豊川中央街区公園 0.67ha ・駅前街区公園 0.12ha ・高田街区公園 0.15ha		・すずかけ街区公園 0.30ha ・さくら街区公園 0.30ha ・あかしゃ街区公園 0.29ha ・けやき街区公園 0.26ha ・まつの木街区公園 0.29ha ・もみの木街区公園 0.29ha ・しらかば公園 0.28ha ・南公園 6.70ha	新市に引き継ぐものとする。
都市計画道路	・追分出戸線 S61.4.18 決定 幅員 16m 計画延長 6,580m 供用延長 0m ・二田出戸追分線 S61.4.18 決定 幅員 16m 計画延長 6,040m 供用延長 0m ・上北野下線 S61.4.18 決定 幅員 14m 計画延長 480m 供用延長 480m ・上北野上線 S61.4.18 決定 幅員 14m 計画延長 350m 供用延長 0m	・元木中央線 H2.7.13 決定 幅員 12m 計画延長 640m 供用延長 397m ・中学校線 H2.7.13 決定 幅員 16m 計画延長 660m 供用延長 660m ・四季の道 H2.7.13 決定 幅員 12m 計画延長 610m 供用延長 610m			現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
宅地開発	<p>開発行為の許可申請進達及び立会検査 (都市計画区域内)</p> <p>(適用範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域 1,000㎡以上 ・市街化調整区域 すべて <p>(事務手順)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町に經由申請されたものを、内容を確認し、県へ意見書を付して送付する。 ・帰属施設がある時は、事前に町と協定書を締結し、完成検査後、帰属する。 ・許可を受けた開発行為が完成した時、県の完成に立会う。その際、帰属施設の完成検査を行う。 ・帰属資料に基づき、町へ所有権の移転をする。 <p>(都市計画区域外)</p> <p>(適用範囲) 1,000㎡以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請内容を確認し、内容が妥当と認められるときは協定を締結する。(帰属施設も含む) ・開発行為が完成した時、完成検査を町で行う。 ・帰属資料に基づき、町へ所有権の移転をする。 	<p>開発行為の許可申請進達及び立会検査 (都市計画区域内)</p> <p>左に同じ</p> <p>(都市計画区域外)</p> <p>なし</p>	<p>開発行為の許可申請進達及び立会検査 (都市計画区域内)</p> <p>左に同じ</p> <p>(都市計画区域外)</p> <p>なし</p>	<p>新市において下記事項を基本として開発指導要綱を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第29条第1項に基づく ・適用規模 <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域 1,000㎡以上 市街化調整区域 すべての行為 都市計画区域外 1,000㎡以上 ・道路公園等整備基準 <ul style="list-style-type: none"> 都市公園計画法第33条第2項によるほか、公共施設の管理(帰属)採択基準による ・敷地最低限度 <ul style="list-style-type: none"> 200㎡以上とする(地区計画指定地域は除く) ・公共、公益施設等 <ul style="list-style-type: none"> 維持管理は、帰属後市により管理する。

協議第40号

上水道、下水道事業の取扱いについて

上水道、下水道事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年2月13日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

1. 上水道事業の取扱いについては次のとおりとする。
 - (1) 上水道及び簡易水道事業特別会計については、合併時に統一する。
 - (2) 上水道及び簡易水道の給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (3) 上水道及び簡易水道の水道料金については、当分、現行のとおりとする。
 - (4) メーター使用料については、合併時に統一する。メーターは全て貸付とし、口径別に水道料金と合わせて徴収する。
 - (5) 新規加入金については、合併時に統一する。
 - (6) 手数料については、合併時に統一する。
2. 下水道事業の取扱いについては次のとおりとする。
 - (1) 公共下水道事業及び農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計については、合併時に統一する。
 - (3) 公共下水道事業、農業集落排水事業の使用料については、当面現行のとおりとし、平成20年度から統一する。
 - (4) 公共下水道事業、農業集落排水事業の受益者負担金・分担金については、平成20年度から統一する。
 - (5) 排水設備工事指定店登録手数料については、昭和町の例による。
 - (6) 排水設備工事検査手数料については、天王町の例による。
 - (7) 水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給については、昭和町の例による。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24-23

協議事項	上水道、下水道事業	関係項目	上水道事業
調整内容	(1) 上水道及び簡易水道事業特別会計については、合併時に統一する。 (2) 上水道及び簡易水道の給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (3) 上水道及び簡易水道の水道料金については、当分、現行のとおりとする。 (4) メ-タ-使用料については、合併時に統一する。メ-タ-は全て貸付とし、口径別に水道料金と合わせて徴収する。 (5) 新規加入金については、合併時に統一する。 (6) 手数料については、合併時に統一する。		

現 況				
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	具体的な調整方法

【上水道】				
1 会計	天王町水道事業会計	昭和町水道事業会計		合併時に統一する。
2 給水区域	天王町給水条例第2条の給水区域 天王町天王字二田 ほか26地区	昭和町給水条例第2条の給水区域 昭和町駅前 ほか35地区 飯田川町羽立一区 ほか22地区 秋田市岩瀬 ほか3地区		現行のとおり新市に引き継ぐ。

3 水道料金 (現 況) 当分現行のとおりとする。

給水料金比較表(1ヶ月消費税抜き)

単位: 円、水量^{m³}

	用途 区分	一般用・家事用		営業用		* 団体用(1)		* 団体用(2)		* 団体用(3)		工業用		臨時用		公衆浴場用		プ-ル用	
		水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金
天王町 二田	基本分	~5	800円	~5	1,200円	~10	1,980円					~50	12,150円	~1	380円	~100	10,390円		
	超過分	6 ~	200円/m ³	6 ~	310円/m ³	11 ~	230円/m ³					51 ~	270円/m ³	2 ~	380円/m ³	101 ~	120円/m ³		
昭和町	基本分	~10	1,380円	~10	1,880円	~20	3,000円	~50	7,500円	~100	15,000円	~100	19,380円	~10	1,80円	~100	14,250円	~1	150円
	超過分	11 ~	160円/m ³	11 ~	200円/m ³	21 ~	170円/m ³	51 ~	170円/m ³	101 ~	170円/m ³	101 ~	210円/m ³	11 ~	200円/m ³	101 ~	170円/m ³	2 ~	150円/m ³

* 団体(1)はメ-タ-の口径が20ミリまで 団体(2)はメ-タ-の口径が25ミリから50ミリまで 団体(3)はメ-タ-の口径が75ミリ以上

4 メ-タ-使用料										
	天王町 (単位: 円/月)	昭和町	飯田川町	具体的な調整方法(単位: 円/月)	13m/m	90	30m/m	190	75m/m	770
	13m/m 90			合併時に統一する。メ-タ-は全て貸付	20m/m	110	40m/m	210	100m/m	1,080
				とし、口径別に水道料金と合わせて徴収する。	25m/m	130	50m/m	690		

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況				具体的な調整方法																																								
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町																																									
5 新規加入金	* 給水装置の新設又は改造工事 ・口径13ミリ 60,000円 ・口径20ミリ 120,000円 ・口径25ミリ 135,000円 ・口径30ミリ 240,000円 ・口径40ミリ 390,000円 ・口径50ミリ 600,000円 ・口径75ミリ 管理者が別に定める ・口径100ミリ 管理者が別に定める	* 給水装置の新設又は改造工事 ・口径13ミリ 30,000円 ・口径20ミリ 80,000円 ・口径25ミリ 130,000円 ・口径30ミリ 210,000円 ・口径40ミリ 400,000円 ・口径50ミリ 620,000円 ・口径75ミリ 1,500,000円 ・口径100ミリ 管理者が別に定める		・合併時に次のとおり統一する。 ・口径13ミリ 60,000円 ・口径20ミリ 120,000円 ・口径25ミリ 135,000円 ・口径30ミリ 240,000円 ・口径40ミリ 400,000円 ・口径50ミリ 620,000円 ・口径75ミリ 1,500,000円 ・口径100ミリ 管理者が別に定める																																								
	6 手数料	* 設計審査及び工事検査手数料 給水管の口径50ミリ以下 1回につき1,000円 給水管の口径50ミリ超える 1回につき2,000円	* 設計審査及び工事検査手数料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給水管口径</th> <th style="text-align: center;">設計審査手数料</th> <th style="text-align: center;">現地検査手数料</th> <th style="text-align: center;">書類検査手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">20ミリ以下</td> <td style="text-align: center;">500円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(現況) 50ミリまで</td> <td style="text-align: center;">2,500円</td> <td style="text-align: center;">2,500円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75ミリ以上</td> <td style="text-align: center;">3,500円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	給水管口径	設計審査手数料	現地検査手数料	書類検査手数料	20ミリ以下	500円	1,000円	500円	(現況) 50ミリまで	2,500円	2,500円	1,000円	75ミリ以上	3,500円	3,000円	1,500円		・合併時に次のとおり統一する。 設計審査手数料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給水管口径</th> <th style="text-align: center;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">13～25ミリ</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30ミリから 50ミリまで</td> <td style="text-align: center;">2,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75ミリ以上</td> <td style="text-align: center;">3,500円</td> </tr> </tbody> </table> 現地検査手数料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給水管口径</th> <th style="text-align: center;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">13～25ミリ</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30ミリから 50ミリまで</td> <td style="text-align: center;">2,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75ミリ以上</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> </tbody> </table> 書類検査手数料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給水管口径</th> <th style="text-align: center;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">13～25ミリ</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30ミリから 50ミリまで</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75ミリ以上</td> <td style="text-align: center;">1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	給水管口径	手数料	13～25ミリ	500円	30ミリから 50ミリまで	2,500円	75ミリ以上	3,500円	給水管口径	手数料	13～25ミリ	1,000円	30ミリから 50ミリまで	2,500円	75ミリ以上	3,000円	給水管口径	手数料	13～25ミリ	500円	30ミリから 50ミリまで	1,000円	75ミリ以上
給水管口径	設計審査手数料	現地検査手数料	書類検査手数料																																									
20ミリ以下	500円	1,000円	500円																																									
(現況) 50ミリまで	2,500円	2,500円	1,000円																																									
75ミリ以上	3,500円	3,000円	1,500円																																									
給水管口径	手数料																																											
13～25ミリ	500円																																											
30ミリから 50ミリまで	2,500円																																											
75ミリ以上	3,500円																																											
給水管口径	手数料																																											
13～25ミリ	1,000円																																											
30ミリから 50ミリまで	2,500円																																											
75ミリ以上	3,000円																																											
給水管口径	手数料																																											
13～25ミリ	500円																																											
30ミリから 50ミリまで	1,000円																																											
75ミリ以上	1,500円																																											
	指定給水装置工事事業者 指定手数料 1件 5,000円	指定給水装置工事事業者 指定手数料 1件 30,000円		・合併時に次のとおり統一する。 指定手数料 1件 30,000円																																								

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況				
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	具体的な調整方法
【簡易水道・小規模簡易専用水道】				
1 会計	天王町水道事業会計 ・追分地区簡易水道 ・一向地区簡易水道 ・出戸地区簡易水道 ・牛坂地区簡易水道		飯田川町上水道特別会計	合併時に統一する。
2 給水区域	天王町給水条例第2条の給水区域 天王町天王字長沼 ほか3地区 天王町天王字コアツコ ほか5地区 天王町天王字下出戸 ほか16地区 天王町天王字追分の一部		飯田川給水条例第2条の給水区域 飯田川町金山字家ノ前 ほか3地区	現行のとおり新市に引き継ぐ。

3 水道料金 (現 況)

当分現行のとおりとする。

給水料金比較表(1ヶ月消費税抜き)

単位:円、水量^{m³}

	用途区分	一般用・家事用		営業用		団体用		工業用		臨時用		臨時用		浴場用		
		水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	
天王町	牛追出坂分戸	基本分	~5	800円	~5	1,200円	~10	1,980円	~50	12,150円	~1	380円	~1	380円	~100	10,390円
		超過分	6 ~	200円/m ³	6 ~	310円/m ³	11 ~	230円/m ³	51 ~	270円/m ³	2 ~	380円/m ³	2 ~	380円/m ³	101 ~	120円/m ³
	一向	基本分	~10	1,000円	~10	1,500円	~20	2,100円	~100	11,000円	~1	220円	~1	220円	~200	9,200円
		超過分	11 ~	110円/m ³	11 ~	130円/m ³	21 ~	110円/m ³	101 ~	120円/m ³	2 ~	220円/m ³	2 ~	220円/m ³	201 ~	62円/m ³
飯田川町	基本分	~10	1,380円													
	超過分	11 ~	160円/m ³													

4 メ - タ - 使用料

天王町 (単位:円/月)	昭和町	飯田川町	具体的な調整方法(単位:円/月)	13m/m	90	40m/m	210
13m/m	90		合併時に統一する。メ - タ - は全て貸付とし、口径別に水道料金と合わせて徴収する。	20m/m	110	50m/m	690
				25m/m	130	75m/m	770
				30m/m	190	100m/m	1,080

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況				具体的な調整方法																								
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町																									
5 新規加入金	* 給水装置の新設又は改造工事 ・口径13ミリ 60,000円 ・口径20ミリ 120,000円 ・口径25ミリ 135,000円 ・口径30ミリ 240,000円 ・口径40ミリ 390,000円 ・口径50ミリ 600,000円 ・口径75ミリ 管理者が別に定める ・口径100ミリ 管理者が別に定める		* 給水装置の新設又は改造工事 ・口径13ミリ 30,000円 ・口径20ミリ 30,000円	・合併時に次のとおり統一する。 ・口径13ミリ 60,000円 ・口径20ミリ 120,000円 ・口径25ミリ 135,000円 ・口径30ミリ 240,000円 ・口径40ミリ 400,000円 ・口径50ミリ 620,000円 ・口径75ミリ 1,500,000円 ・口径100ミリ 管理者が別に定める																								
	6 手数料	* 設計審査及び工事検査手数料 給水管の口径50ミリ以下 1回につき1,000円 給水管の口径50ミリ超える 1回につき2,000円			* 設計審査及び工事検査手数料 新設工事 1回につき200円 その他 1回につき100円	・合併時に次のとおり統一する。 設計審査手数料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">給水管口径</th> <th style="text-align: left;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13～25ミリ</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>30ミリから 50ミリまで</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>75ミリ以上</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table> 現地検査手数料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">給水管口径</th> <th style="text-align: left;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13～25ミリ</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>30ミリから 50ミリまで</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>75ミリ以上</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> 書類検査手数料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">給水管口径</th> <th style="text-align: left;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13～25ミリ</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>30ミリから 50ミリまで</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>75ミリ以上</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	給水管口径	手数料	13～25ミリ	500円	30ミリから 50ミリまで	2,500円	75ミリ以上	3,500円	給水管口径	手数料	13～25ミリ	1,000円	30ミリから 50ミリまで	2,500円	75ミリ以上	3,000円	給水管口径	手数料	13～25ミリ	500円	30ミリから 50ミリまで	1,000円
給水管口径	手数料																											
13～25ミリ	500円																											
30ミリから 50ミリまで	2,500円																											
75ミリ以上	3,500円																											
給水管口径	手数料																											
13～25ミリ	1,000円																											
30ミリから 50ミリまで	2,500円																											
75ミリ以上	3,000円																											
給水管口径	手数料																											
13～25ミリ	500円																											
30ミリから 50ミリまで	1,000円																											
75ミリ以上	1,500円																											

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 23

協議事項	上水道、下水道事業	関係項目	下水道事業
調整内容	(1) 公共下水道事業及び農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (2) 公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計については、それぞれ合併時に統一する。 (3) 公共下水道事業、農業集落排水事業の使用料については、当面現行のとおりとし、平成20年度から統一する。 (4) 公共下水道事業、農業集落排水事業の受益者負担金・分担金については、平成20年度から統一する。 (5) 排水設備工事指定店登録手数料については、昭和町の例による。 (6) 排水設備工事検査手数料については、天王町の例による。 (7) 水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給については、昭和町の例による。		

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
公共下水道事業 1 事業	*事業主体 天王町 ・施設名称 天王町公共下水道 ・計画処理面積 1,025ha ・計画処理人口 20,700人 ・処理方法 秋田湾・雄物川流域下水道 ・処理区域面積 565.6ha ・整備区域人口 13,825人 ・水洗化人口 10,518人 ・整備管渠延長 94.8km ・下水道処理整備率 55.2% ・下水道普及率 61.4% ・水洗化率 76.1% ・事業計画期間 昭和53年～平成27年	*事業主体 昭和町 ・施設名称 昭和町公共下水道 ・計画処理面積 332ha ・計画処理人口 10,150人 ・処理方法 秋田湾・雄物川流域下水道 ・処理区域面積 166ha ・整備区域人口 4,998人 ・水洗化人口 3,439人 ・整備管渠延長 31km ・下水道処理整備率 50.0% ・下水道普及率 56.8% ・水洗化率 68.8% ・事業計画期間 昭和51年～平成27年	*事業主体 飯田川町 ・施設名称 飯田川町公共下水道 ・計画処理面積 135ha ・計画処理人口 3,390人 ・処理方法 秋田湾・雄物川流域下水道 ・処理区域面積 100.5ha ・整備区域人口 3,138人 ・水洗化人口 1,987人 ・整備管渠延長 20km ・下水道処理整備率 74.4% ・下水道普及率 62.34% ・水洗化率 63.32% ・事業計画期間 昭和57年～平成27年	現行のとおり新市に引き継ぐ。
2 会計	天王町公共下水道事業特別会計	昭和町公共下水道事業特別会計	飯田川町下水道事業特別会計	合併時に統一する。
3 使用料(月額)	次ペ - ジのとおり	次ペ - ジのとおり	次ペ - ジのとおり	当面現行のとおりとし、平成20年度から統一する。
4 受益者負担金・分担金	・単独事業費の1/5 m ² 当たり325円 上 限 500m ² 162,500円	・単独事業費の1/4 m ² 当たり325円	・単独事業費の1/4 m ² 当たり325円 上 限 1,000m ² 325,000円	平成20年度から統一する。

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況								
使用料	この使用料に消費税5%加算する							
天王町								
公共下水道	種 別	使用料	基本料金	従量使用料(1m ³ につき)				
				10m ³ を超え	20m ³ を超え	30m ³ を超え	40m ³ を超え	50m ³ を超え
	一般汚水	基本水量	10m ³ まで	20m ³ まで	30m ³ まで	40m ³ まで	50m ³ まで	超える
		金 額	1,600円	110円	120円	130円	140円	150円
	公衆浴場 プ-ル・工業汚水	基本水量	10m ³ まで	10m ³ を超える分				
		金 額	850円	85円				
昭和町								
公共下水道	種 別	使用料	基本使用料	従量使用料(1m ³ につき)				
				10m ³ を超え	30m ³ を超え	50m ³ を超え	100m ³ を超え	
	一般汚水	汚水量	10m ³ まで	30m ³ まで	50m ³ まで	100m ³ まで	超える	
		金 額	1,200円	160円	180円	190円	220円	
	公衆浴場 プ-ル・汚水	汚水量	10m ³ まで	10m ³ を超える分				
		金 額	1,200円	90円				
飯田川町								
公共下水道	種 別	使用料	基本使用料	従量使用料(1m ³ につき)				
				10m ³ を超え	20m ³ を超え	30m ³ を超え	40m ³ を超え	50m ³ を超え
	一般汚水	汚水量	10m ³ まで	20m ³ まで	30m ³ まで	40m ³ まで	50m ³ まで	超える
		金 額	950円	130円	140円	150円	155円	165円
	浴場 汚水	汚水量	10m ³ まで	10m ³ を超える分				
		金 額	850円	85円				

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
5 排水設備工事 指定店登録手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・新規登録手数料 5,000円 ・更新登録手数料 5,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規登録手数料 20,000円 ・更新登録手数料 10,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規登録手数料 10,000円 ・更新登録手数料 5,000円 	昭和町の例による。
6 排水設備工事 検査手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・検査手数料 300円 			天王町の例による。
7 水洗便所改造 資金融資斡旋 及び利子補給	<ul style="list-style-type: none"> ・水洗便所改造資金融資限度額 一戸の限度額 60万円 ・利子補給方法 利子 町で全額負担 返済期間40カ月 	<ul style="list-style-type: none"> ・水洗便所改造資金融資限度額 一戸の限度額 70万円 ・利子補給方法 利子 町で全額負担 返済期間60カ月 	<ul style="list-style-type: none"> ・水洗便所改造資金融資限度額 一戸の限度額 60万円 ・利子補給方法 供用開始3年以内 利子町で全額負担 供用開始6年以内 利子1/2負担 返済期間50カ月 	昭和町の例による。

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
農業集落排水事業 1 事業	*事業主体 天王町 ・施設名称 天王町農業集落排水事業 ・計画処理面積 109ha ・計画処理人口 2,730人 ・処理場 3カ所 ・処理区域面積 109ha ・整備区域人口 2,150人 ・水洗化人口 1,870人 ・整備管渠延長 15km ・下水道処理整備率 100% ・下水道普及率 9.5% ・水洗化率 86.9% ・事業実施期間 昭和59年～平成7年	*事業主体 昭和町 ・施設名称 昭和町農業集落排水事業 ・計画処理面積 30ha ・計画処理人口 1,820人 ・処理場 1カ所 ・処理区域面積 25ha ・整備区域人口 1,124人 ・水洗化人口 298人 ・整備管渠延長 15km ・下水道処理整備率 83.3% ・下水道普及率 12.7% ・水洗化率 26.5% ・事業計画期間 平成10年～平成16年	*事業主体 飯田川町 ・施設名称 飯田川町農業集落排水事業 ・計画処理面積 56ha ・計画処理人口 2,100人 ・処理方法 秋田湾・雄物川流域下水道 ・処理区域面積 56ha ・整備区域人口 1,684人 ・水洗化人口 1,298人 ・整備管渠延長 8.6km ・下水道処理整備率 100% ・下水道普及率 33.45% ・水洗化率 77.08% ・事業実施期間 昭和58年～平成6年	現行のとおり新市に引き継ぐ。
2 会計	天王町農業集落排水事業特別会計	昭和町農業集落排水事業特別会計	飯田川町下水道事業特別会計	合併時に統一する。
3 使用料(月額)	次ペ - ジのとおり	次ペ - ジのとおり	次ペ - ジのとおり	当面現行のとおりとし、平成20年度から統一する。
4 受益者負担金		・事業費の1/20 m ² 当たり325円 上 限 1,000m ² 325,000円	・事業費の1/4 m ² 当たり325円 上 限 1,000m ² 325,000円	平成20年度から統一する。
6 排水設備工事 検査手数料	・検査手数料 300円			天王町の例による。
7 水洗便所改造 資金融資斡旋 及び利子補給		・水洗便所改造資金融資限度額 一戸の限度額 70万円 ・利子補給方法 利子 町で全額負担 返済期間60カ月	・水洗便所改造資金融資限度額 一戸の限度額 60万円 ・利子補給方法 供用開始3年以内 利子町で全額負担 供用開始6年以内 利子1/2負担 返済期間50カ月	昭和町の例による。

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況

使用料 この使用料に消費税5%加算する

天王町

農業集落排水 使用料	用途別	区分	平等割(1戸割)	世帯員割(1人当)
	一般家庭用		1,400円	350円
	営業用		3,000円	350円
	集会施設等		3,500円	-

昭和町

農業集落排水 使用料	種 別		使用料	基本使用料	従量使用料(1m ³ につき)				
	一般汚水	汚水量	10m ³ まで	800円	10m ³ を超え	30m ³ を超え	50m ³ を超え	100m ³ を	
					30m ³ まで	50m ³ まで	100m ³ まで	超える	
	公衆浴場 プ-ル・汚水	汚水量	10m ³ まで	800円	10m ³ を超える分				
60円									

飯田川町

農業集落排水 使用料 (公共下水道料金 と同一)	種 別		使用料	基本使用料	従量使用料(1m ³ につき)					
	一般汚水	汚水量	10m ³ まで	950円	10m ³ を超え	20m ³ を超え	30m ³ を超え	40m ³ を超え	50m ³ を	
					20m ³ まで	30m ³ まで	40m ³ まで	50m ³ まで	超える	
	浴場 汚水	汚水量	10m ³ まで	850円	10m ³ を超える分					
85円										

次回開催日について

第11回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成16年 2月26日(木) 午後2時～

開催場所 天王町福祉センター

第12回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成16年 3月26日(金) 午後2時～

開催場所 飯田川町公民館

第13回協議会以降の開催予定

回数	開催期日	時間	場所	備考
第13回	4月15日	午後2時	昭和町農村環境改善センター	
第14回	5月20日	午後2時	天王町福祉センター	
第15回	6月17日	午後2時	飯田川町公民館	
第16回	7月15日	午後2時	昭和町農村環境改善センター	

平成16年4月以降の協議会開催日については、3町町民の理解を深めるよう積極的な情報提供(協議会だよりや各町の広報発行)のため、原則第3木曜日に開催いたします。なお、協議事項が多数想定される時期については、追加する場合があります。また、都合により日程や開催場所を変更する場合は、随時連絡いたします。